

学校運営と教育の住民自治

—学校教育への父母・住民参加(2)—

榎 達 雄

はじめに

各学校において、教職員がそれぞれ学校運営に対して何らかの不可欠な役割を果たしていることは、否定できない。校長がどのような学校運営を考えようと、教職員の協力なくしてはその学校運営の円滑な実現は不可能である。このことは、学校教育活動自体が集団的に営まれていることによっている。以上から、教職員が一堂に会し、議論する場としての職員会議は、学校運営にとって欠かせないわけである。

また、次代の文化の担い手である子どもの教育については、父母はもとより、地域住民も大きな関心をもっている。このことは、「地域の教育は父母・地域住民の手で」という要求に結びつくことになる。すなわち、教育の住民自治の確立が求められることになる。今日、子どもの生活破壊、非行、校内暴力の増加等が目立ってきており、もはや学校内だけでそれらを解決することはできず、父母・地域住民の協力が不可欠となってきている。この点からも、教育の住民自治を確立することの意義は、大きいといわなければならない。本稿では、子どもの学習権・発達権、父母・地域住民の教育権および教員の教育権保障の観点から、学校運営における職員会議の位置と役割等を検討した上で、学校運営と教育の住民自治について考察する。

第1節 学校運営における職員 会議の位置と役割

(1) 職員会議の法的性格

職員会議は、事実上学校運営において、重要な位置と役割をもってきた。超勤訴訟において、教員側が職員会議における居残りをとりあげたのは、このような認識があったからだと思われる。超勤裁判の判決の多くも、職員会議は事実上の制度として、学校運営の重要な機関となっており、職員会議への参加は教員の職務の一部に属するとしていた¹⁾。1971年の「国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」に基づく「教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合に関する規程」において、教員に時間外勤務を命ずることができる業務の一つに、「教職員会議に関する業務」があげられているのも、職員会議が事実上の制度として、学校運営において位置づけられてきたことを反映したものといえよう。

以上から、小・中・高校等に職員会議を設けることは、大学の教授会と違い、成文法上に明文規定はないが、慣習法²⁾となっているといえる。ほかに、その法的根拠を不文の教育条理法に求める有力な説³⁾もある。

戦前においては、職員会議は一般的に上意下達機関ないし諮問機関にすぎなかったといわれる⁴⁾。戦後は、学校経営の民主化も、教育改革の一環に位置づけられ、進められようとした。1946年10月文部省は、学校教育局長通達「教職員の教育研究協議会新設に関する件」を出し、「教育研究協議会」の設置を勧めている。すなわち、校長が司会する従来の学校教職員会に対して、「学校教育民主化促進の見地から之と別箇に学校長司会によらざる教職員の自主的な会合が作られ定期的に集会して教育上の諸問題を研究協議することが望ましい」というのである。もっとも、1948年6月には、文部次官通達「教員の教育活動、資質の向上並びに態度等について」を出し、教員が

校長の職権を軽視または無視する傾向があることを戒めている。すなわち、先の通達が「まま曲解誤用せられ、校長の職権を軽んじ、其の責任を不分明ならしめているやに聞かす、今後、左様なことの無いよう、切に希望したい」としている。しかし、これで学校経営の民主化の方向は、完全に転換されることになったかといえ、必ずしもそうとはいえない。この当時文部省が発行していた解説書⁵⁾では、なお民主的な学校経営・管理のあり方を示していた。学校管理体制が強まってくるのは、1954年の教育二法制定の頃からであるが、その強化がより一層顕著になるのは、やはり1956年「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の制定が強行され、同法33条に基づいて学校管理規則が、各都道府県、各市町村で制定され出してからである。

職員会議の法的性格について、行政解釈は一般に、それは校長の職務命令によって招集される、校長の職務遂行上の補助機関であるとしている。「職員会議は、けっして校長の座にとって代わる最高の議決機関ではない。あくまでも補助機関にすぎない」というのである。もっとも、行政解釈といえども、校長が職員会議を無視することを勧めているわけではないが⁶⁾。また、校長の諮問機関とする説もあるが、論者は校長の補助機関の一つであるとした上で、「また基本的に校長の諮問機関としての性格を持つ」と述べており⁷⁾、両説ともその実質において差異はないといえよう。行政解釈は、実際の学校運営における職員会議の意義を認めつつも、法律論としては職員会議に何を付議するか、さらには職員会議を設けるか否かも、校長の裁量に委ねられるというわけである。

このような行政解釈と一番対極にあるのは、日本教職員組合が中心になって主張している最高議決機関説である。所論は、次のように説明している。

「学校運営は、当該学校で行なわれる教育活動が全体として学校に在学するすべての子どもの全面発達を保障する充実した教育となることを基本目標としていとなまれる作用であるから、個々の教師の授業の領域だけでなく、学校運営の面においても各教師の専門的な力量や創意の発揮が望まれ

ているわけである。しかも各教師の専門的力量が学校運営という一体的な作用に向けて統合し結集されなければならない。そうだとすると学校運営は、学校の教師集団の集団的自律を保障するためのしくみにほかならないのであるから、職員会議による学校運営は、教育の自由の保障及び学校運営の条理から導かれる当然の帰結であるといえよう。(中略)

したがって職員会議は、学校運営(学校の内在的管理事項)については意思決定機関たる性格を有し、校長が右の事項を職員会議の審議にかけないで、あるいはその決定を無視して処理することは、違法であるといわねばならない。⁸⁾

教育が、「不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われる」(教育基本法10条1項)のために、そして子どもの学習権を保障すべき教員が、教育の自由を享受しうるために、学校の自治を守り、発展させることは不可避である。学校教育において直接・間接に不可欠の役割を果たしている、全教職員が参加しうる職員会議は、この学校の自治を担う重要な機関なのである。したがって、職員会議が学校の内在的管理事項については議決機関であるとすることは、妥当なことであるといえよう。

また、審議事項によって、職員会議の法的性質を把握する説がある。所論は、教育の「内的事項を全校的に決定していくためには……学校教師集団の教育上の正式組織として教育条理法上に根拠をもつ職員会議に、その審議・決定権を認めなければならない」とする。要するに、教育の内的事項については、決定機関性を有するというのである。教育の外的事項については、審議機関性をもつとしている⁹⁾。教育の内的事項については、所論と先の日教組の説とは変わらないといえよう。

(2) 学校管理規則等における職員会議の性格

職員会議を設けるか否かは、校長の裁量であるとする行政解釈は、その最大の根拠をそれが法制化されていないことに求めていたが、その体制を維持

しようとするならば、学校管理規則といえども、行政当局が積極的に職員会議の規定を置くとは考えられない。各都道府県でつくられた学校管理規則のうち、職員会議の規定があるのは当初は8県（北海道、福島、埼玉、千葉、東京、香川、佐賀、鹿児島）で、後には5県になる¹⁰。職員会議の性格については、例えば鹿児島県立学校管理規則が、

第25条 校長は、校務処理上必要と認める事項について諮問するため、職員会議を置くものとする。

2 職員会議は、校長、教員及び事務職員をもって組織し、校長がこれを招集する。

としており、また埼玉県立高等学校管理規則が、

第16条 学校には、校務の民主的且能率的な運営を図るため職員会議を置く。

2 職員会議は、校長が招集し、校務に関し校長の諮問その他重要事項について審議し、又は職員相互の伝達、連絡、調整等を行うものとする。

としている（公立小中学校管理規則・準則も同様の規定）ように、校長の諮問機関とするものがほとんどである（一部に補助機関とするものもあるが¹¹）。学校管理規則にある規定のほとんどが諮問機関説であることは、行政解釈の主流が補助機関説であるのと異なっているが、前述のように両説に実質的な差異はないように、実際においてもこのことが問題になっていることを聞かない。

職員会議の規定は、教職員組合による職員会議法制化の運動に対応したものとみえ、とりわけ埼玉県の場合の「民主的……」という文言は、運動に対する一定の譲歩といえるかもしれないが、それらを過大に評価してはならない。学校管理規則の制定そのものは、学校管理体制を強化することをねらいとしていたからである。「一見進歩したかにみえる管理規則は、むしろ、教職員の自律的活動と、教育的力量の合成力が十分発揮するのをさまたげるものとしてつくられた」とし、「教師の自主性を極端に制限する管理規則の

本質を検討するならば、職員会議の法制化をよるこぶまえに、支配階級の教育掌握、教師弾圧の意図をまずよみとらねばならない¹²⁾とする指摘は、傾聴に値しよう。もちろん、学校運営の民主化のためには、学校管理規則の職員会議の規定を条理解釈して、学校の内在的管理事項については、実質的に議決機関性を高めていくことが必要であろう。

次に、学校の経営組織図ないし運営機構図において、職員会議がどのように位置づけられているかを検討しよう。名古屋市 M 区の小学校 7 校についてみると¹³⁾、2 校ではライン系列で、校長—教頭の下に位置づけられている。したがって、図からいえば直接的には教頭の伝達機関か承認機関となっている。残りの 5 校ではスタッフ系列に位置づけられ、そのうち 1 校は校長の諮問機関に、1 校は教頭の諮問機関に、3 校は教頭の諮問機関または補助機関となっている。いずれも教頭は、ライン系列の校長のすぐ下に位置づけられているので、要するに、名古屋市 M 区の小学校の職員会議は、教頭を通しての校長の伝達機関・承認機関、または諮問機関・補助機関になっているわけである。岐阜県の岐阜地区および東濃地区の高校 31 校の場合は、ほとんどがスタッフ系列に位置づけられ、教頭の諮問機関になっているが¹⁴⁾、この場合も教頭はライン系列の校長の直下にあるので、教頭を通しての校長の諮問機関になっているといえる。

学校レベルで職員会議の規程をつくっている学校がある。以下、その事例をみることにしよう。戦後当初、前述のように文部省当局から学校経営の民主化が勧められていた頃、1948 年につくられた愛知県立旭丘高校の「教職員協議会会則」は、最も民主的なものの一つであろう。協議会が行う事業としては、学校経営一般に関する企画・実施、教職員人事、教職員の研修等を含み、さらに協議会に全教職員で組織する全員会を置き、議決事項実施にあたっては校長の承認を条件としながらも、全員会を最高議決機関としている。しかも、校長の承認が得られないときは、全員会は校長と協議後再審議し、出席会員の 3 分の 2 以上の多数で可決すれば、監督庁の命令通牒事項で

ない限り、これを実施するとしていた。旭丘高校では、議決機関の性格をもった教職員協議会は、その後全校協議会として慣行化された。他方、愛知県教育委員会は1954年4月、通達「職員会議の運営について」を出し、職員会議は校長の諮問機関であるという見解を表明している¹⁵⁾。1969年には、そのときの教育長は「旭丘高校の運営は全委員会による人民管理方式であるという人もある」と非難を加えている¹⁶⁾。

東京都世田谷区二子玉川小学校の「職員会規程」¹⁷⁾(1967年現在)では、職員会の構成員は全職員で、任務として、①「校長の諮問に応じ学校運営に関する諸事項を協議する」、②「諸事項の指示、伝達報告及び打合せを行ない連絡をはかる」があげられている。構成員は全職員ということで民主的といえるが、性格は諮問機関が主で、ときに伝達機関となるわけである。東京都立T・Ki高校の「運営規程」¹⁸⁾(1965年現在)では、職員会議の構成員は校長、教諭、専任講師、事務長で、審議事項は本校教育の根本方針と教育目標の樹立、重要規則の制定改廃、教師の機能・職分、重要な施設・校具の整備、入学、学習評価・留級、修学・卒業、学習指導、生徒指導、生徒の懲戒、父母との連絡、地域社会との関連等の事項である。この規程だけからは、職員会議の性格は明らかでないが、これらの事項について審議した結果は、校長は一定にこれを尊重せざるをえないであろう。構成員については、教員以外は事務長だけであるが、事項によってはさらにはかの職員を加えることが望ましいであろう。神戸市K・N中学校の「職員会議規約」¹⁹⁾(1954年度施行)では、性格については、「本会は校長の校務に協力し、教育上の諸問題を研究する最も重要な会議であって、全職員をもって組織し、自由な討議の場でないといけない」とし、審議事項については、「学校運営及び教育に関する重要な事項は必ず本会上に上程することを要する」とし、職員会議出席は全職員の義務とし、議事は出席職員の過半数で決定し、校長の承認を得たとき確定する、としている。全体からみれば、職員会議を開くか否かは校長の裁量であるとする補助機関説とは、相当な違いがあり、先の二つの学校の規程よ

りも民主的であるといえる。決定事項の確定は、校長の承認が条件となっているが、それは校長をかなり拘束するものと考えられる。

民主的な職員会議の規程の存在は、学校運営が民主化されていることを反映したものといえるが、逆に、職員会議の規程をとにかく作成し、それを条理解釈することを通して職員会議の民主化をはかることは、学校運営の民主化につながるであろう。その作成率は、まだあまり高いとはいえない状況である²⁰⁾。

教育の現場においては、職員会議は実際にどのように把握されているかは、重要な問題である。茨城県の場合、全教職員の意思決定機関と把握する学校が、小学校では71%、中学校では69%となっている。一般的傾向としては、議決機関ととらえる場合が多いといえるが、具体的な運営場面になると、例えば富山県の大規模校では積極的に発言する割合が少なくなり、とくに中学校の大規模校では63%の教職員が職員会議を伝達徹底機関と考えているのである。また、静岡県では、職員会議が形骸化された深刻な事態があることが報告されている²¹⁾。やはり具体的な場面において、職員会議および学校運営の民主化を進め、そして学校の自治を守り発展させる努力が不可欠なのである。

(3) 職員会議の審議事項

職員会議の設置を校長の裁量だとする行政解釈も、学校管理規則に職員会議の規定があれば、校長が職員会議を設置し、規定された事項をそれに付議することの必要を認める。規定された事項は、審議事項として認めるが、それ以外は校長の裁量だというわけである。しかし、職員会議の決定には、校長は拘束されないというのである。さらに、学校管理規則で職員会議に付議する旨規定されている場合ですら、それを付議せずに行った校長の行為でも、当然には無効にならないとする説²²⁾がある。所論では、結局学校管理規則の規定の有無にほとんど関係なく、職員会議に何を付議するかは、校長の

裁量になるのである。

父母は子どもの教育を教員に委託（信託）するが、その際父母はまず教員個人に委託するのではなく、学校教員集団に委託していると解すべきであろう。このことは、学校教育が集団的に営まれていることからすれば、論理必然であろう。したがって教員の側も、まず教員集団が父母の委託を受けて、子どもの学習権・発達権を保障すべく、教育権を行使するが、その下で個々の教員も教育権を行使するのである。かくして、教育の内的事項に関して、学校として意思決定すべき事項は、全教員が出席している職員会議が審議・決定すべきなのである。その審議事項には、例えば学校の基本方針、教育課程編成、学校行事を含む学校の年間教育計画、児童・生徒の懲戒、卒業、生徒の入・退学、進級、教員の研修、教育校務分掌等がある。なお、校長の職務と定められているもので、児童・生徒の懲戒（学校教育法施行規則13条2項）、高校入・退学等の許可（59・61・62条）、授業終始の時刻（46条）、臨時休業（48条）等は、職員会議が決定し、校長は学校の代表権・対外表示権をもつにすぎないとするのが妥当である。したがって以上のような事項については、職員会議が学校の自治の中心的役割を果たすのである。そして、たとえ学校管理規則に特別の規定がなくても、学校の慣習法上または教育条例法上付議すべき事項を、職員会議に付議しないで校長が決定した場合、その決定は違法・不当性を免れないであろう。私立高校の落第判定に対して、新潟地裁は、原級留置きの決定にあたっては、職員会議への大多数の教員の出席が教育条例であることを認めた上で、半数の教員が出席したにすぎない進級判定会議における原級留置きの決定は、適正手続きに違反すると判断している²³⁾。新潟地裁は、進級事項を職員会議が審議・決定することは教育条例に適用することを、認めているわけである（詳しくは後述）。

施設・設備、学校予算、教職員人事などの教育条件についても、これらが教育内容・方法の実現に深い関連があり、しかも教員の教育権の一環に教育条件整備要求権があることからすれば、やはり職員会議で審議し、行政当局

に要求すべきことは要求していくことが、必要であり、そのことを慣習法として確立することが望ましいのである。例えば、1980年度に分校が独立して開校した愛知県のM小学校では、教室の上部の窓が大きいので、強風時には開閉が容易でなく、施錠の位置が高すぎて子どもには施錠できないこと、理科室のコンセントの位置が使用に不便なことなど、せっかくの施設・設備が欠陥のあるものになっているが²⁴⁾、設計図の段階で教職員の検討が加えられていたら、ある程度それを防げたと思われる。この点、1981年度開校した同県のT中学校の場合、事前に教職員の検討があったがために、予算上の理由で十分ではないが、ある程度教職員の意向が取り入れられていた²⁵⁾。教育活動その他の学校生活において、施設・設備を使うのは教職員と児童・生徒であり、とりわけ教職員は使用状況を熟知しているのであるから、教職員の事前の検討は不可欠であろう。

教職員人事についても、人事権は学校にないという理由で、職員会議はそれに無関心であってはならない。教職員人事は教育活動に直接に影響を及ぼすものであるがゆえに、職員会議がその方針等について審議し、校長はそれを踏まえて意見具申権（地方教育行政法39・36条）を行使することが望ましいのである。

第2節 学校運営と職員の役割

(1) 職員の種類と地位

職員（教員以外。以下も同）の種類は、事務職員、舎監・寮母、実習助手、事務補助員、用務員、警備員、栄養士、給食従業員、炊事員（寄宿舎炊事）、図書事務員、図書館司書、養護職員、農夫、牧夫、実習助手補、船員、ポイラーマン、技術職員、看護婦、介助職員、添乗員（スクールバス）等^{補注1)}にわたっている。これらの職員の地位は、学校において必ずしも正当に位置づ

けられているとはいえない。学校教育法上に名称が出てくるのは、事務職員、実習助手、技術職員、寮母だけであり、その他の職員は「その他必要な職員」に一括されているにすぎない（用務員は同法施行規則上に出てくる）。小・中学校の事務職員については、必置職員としておきながら、ただし書きで、「特別の事情のあるときは……置かないことができる」（同法28条1項・40条）となっており、法律上の地位は強いとはいえないわけである。その他必要な職員の場合は、「置くことができる」（28条2項・40条・50条2項）となっていて、置いても置かなくてもよいとされる危険があり、その地位はもっと弱いのである。「これらの職員が教育活動そのものを担当する者ではなく、従って学校の要素とは認め難い」²⁶⁾という見解すらある。所論は、日々の教育活動がこれらの職員によって、直接・間接に支えられ、ときにはその一端が担われている現実の認識が不足しているといわざるをえない。所論は、教員と職員とを分断し、学校管理体制を強化することにつながるものである。

実際の教育行政は、教職員に対する差別と分断の政策を施行し、学校管理体制の強化を進めてきた。こうしたなかで、職員の疎外状況も進行してきている。例えば、事務職員の場合、教員を教育に専念させるために、雑多な事務を何でも引き受けた結果、労働過重になってしまう「パンザイ型」、逆に仕事が与えられない「ホサレ型」があるといわれる²⁷⁾。

しかし、前述のように、あるいは文部省の統計調査でも次頁の表にみられるように、学校においては現実に様々な職員が働いており、教員と比較して、教職員のなかに占める割合は少ないけれども、学校の維持・存立に不可欠な役割を果たしているのである。欧米先進国と比較すれば、教員数は多くなく、むしろ少ないし（40人学級定員は現在〈1984年5月〉延期されて実現していない）、職員はより一層不足しているといわなければならない。とりわけ、事務職員数の不足が顕著である。今日でも、教員の勤務時間外労働が相当ある実態が報告されているが²⁸⁾、適当数の事務職員がいれば、教員の勤務時間外労働はかなり軽減されると思われるのである。

教 職 員 の 構 成 (1980 年 5 月 1 日 現 在)

教 職 員	小 学 校		中 学 校		高 等 学 校		盲・聾・養護学校	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
教 員	585,204	100	292,507	100	308,463	100	47,240	100
職 員	467,953	80.0	251,279	85.9	243,592	79.0	33,491	70.9
事 務 職 員	27,627	4.7	14,746	5.0	28,072	9.1	2,699	5.7
市町村費支弁の教員	482	0.1	498	0.2	/	/	/	/
学校図書館事務員	972	0.2	686	0.2	1,472	0.5	/	/
養 護 職 員	1,086	0.2	449	0.2	270	0.1	60	0.1
学 校 栄 養 職 員	5,572	1.0	1,465	0.5	/	/	477	1.0
学 校 給 食 調 理 従 事 員	44,321	7.6	7,606	2.6	/	/	1,379	2.9
用 務 員	29,531	5.0	12,955	4.4	12,548	4.1	1,543	3.3
実 習 助 手	/	/	/	/	14,616	4.7	1,187	2.5
技 術 職 員	/	/	/	/	1,459	0.5	52	0.1
寮 母	/	/	/	/	/	/	4,626	9.8
そ の 他	7,663	1.3	2,823	1.0	6,434	2.1	1,726	3.7

(注) 1) 出所：文部省『文部統計要覧』昭和56年版。

2) 職員の分類もこれによる。

3) 小・中・高校の「その他」は寮母、警備員等であり、盲・聾・養護学校の「その他」は警備員・その他である。

(2) 職員会議への職員参加の論理

結論から先にいえば、職員の労働（仕事）が子どもの学習権・発達権、教員の教育の自由に密接な関連があり、職員が学校教育を成立させる上で不可欠の存在になっているがゆえに、職員が職員会議へ参加することは不可避なのである。

岐阜県恵那地域のS町の事務職員を例にとってみよう。同町の小・中学校においては、学級担任をもっていない校長・教頭・教員とともに、事務職員は副担任となっている。したがって事務職員は、当該学年会、職員会議に参加し、仕事の暇をみて校内教研にも参加する。また、部活動やクラブ活動の指導にも、教員とともに参加する。地域子ども会活動についても、分担した地域に入って指導をする。これには父母も参加しているので、事務職員は

その父母の声を学校教育へ反映させるための役割を担うのである²⁹⁾。このように、事務職員はまさに教育の一端を担っているのである。そしてその上に、教育活動の条件整備のための事務労働をしているのである。

事務職員は、一般にはそれほどではないにしても、何らかの形で教育にかかわりを持ち、子どもに触れていると同時に、教育活動に結びついた条件整備をする一方、他方で父母負担軽減等の活動も行ったりしているのである。教育の一端を担う場合はもちろんのこと、条件整備をする場合も、子どもの学習権・発達権、教員の教育の自由の保障の観点が不可欠である。学校事務職員の事務は、この点で一般行政事務と異なるのである。したがって事務職員は、むしろ教員と力を合わせて、教育が「不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われる」（教育基本法10条1項）よう、学校の自治を守らなければならない。すなわち、学校の自治の担い手の一員なのである。このような事務職員が職員会議に、そして学校運営に参加するのは、至極当然なことなのである。逆にいえば、事務職員を職員会議から排除し、学校運営においてその協力を得られないときには、学校の自治を守ることはできず、教員の教育の自由、子どもの学習権・発達権の形骸化を防ぐことはできないであろう。

事務職員以外の職員についてはどうか。寮母については、「寄宿舍における児童、生徒又は幼児の養育に従事する」（学校教育法73条の3第2項）のであり、実習助手については、「実験又は実習について、教諭の職務を助ける」（同法50条3項）のである。両者とも職務規定自体が、教育ないし教育の一端を担うことになっており、教育公務員特例法上の教育に関する規定が、準用されることになっている（同法施行令3条）。以上から、寮母、実習助手が職員会議に参加することは、教員に準じて考えれば必然である。その他の職員については、例えば、学校司書は、図書の分類、カード作り等のほか、図書館内の生活指導、読書相談、資料紹介もしている。用務員は、学校内外の清掃整備、簡単な補修、公文書の送達・受領出張、学校行事の補助、外来者の

応接、そのほか用務員室にやってくる子どもの対応をしているのである。このように、これらの職員は、その他の職員も同様に、子どもと触れ合うなかで、ときに広義の教育の一端を担い、教育活動を支える条件整備の仕事をしているのであり³⁰⁾、事務職員の場合と基本的に同様の論理で、職員会議に参加して然るべきなのである。

職員が職員会議に参加した場合、意思決定にもすべて加わるか否かについていえば、職員はすべての事項の議論に加わることができるが、すべての事項の意思決定に加わるわけではない。例えば、教育の内的事項に関する意思決定の際には、児童・生徒の教育に最終的に責任を負う教員のみが、議決権を行使するのである（ときには、最終決定は教員が行うが、事実上の決定に職員が加わることも考えられる）。学校全体の運営にかかわる事項については、職員会議への職員の参加は不可欠である。

第3節 学校運営と教育の住民自治

(1) 教育委員会と学校自治・職員会議

文部省と都道府県教育委員会との間、都道府県教委と市町村教委との間に、教育における地方自治の原則が貫かれ、それぞれ都道府県教委、市町村教委の自主性が保障されているとき、学校の自治も保障され、以上のような職員会議の議に基づいて、学校運営も民民主的に行われうる（少なくともその可能性が大になる）であろう。地方教育行政法成立以後も、現行教育法制上において、教育における地方自治の原則は認められているというべきである。この点は、北海道学テ事件最高裁判決³¹⁾においても、確認される。

「現行法制上、学校等の教育に関する施設の設置、管理及びその他教育に関する事務は、普通地方公共団体の事務とされ（地方自治法2条3項5号）、公立学校における教育に関する権限は、当該地方公共団体の教育委員会に

属するとされる（地教行法 23・32・43 条等）等，教育に関する地方自治の原則が採用されているが，これは，戦前におけるような国の強い統制の下における全国的な画一的教育を排して，それぞれの地方の住民に直結した形で，各地方の実情に適応した教育を行わせるのが教育の目的及び本質に適合するとの観念に基づくものであって，このような地方自治の原則が現行教育法制における重要な基本原理の一つをなすものであることは，疑いをいれない。そして，右の教育に関する地方自治の原則からすれば，地教委の有する教育に関する固有の権限に対する国の行政機関である文部大臣の介入，監督の権限に一定の制約が存することも，原判決の説くとおりである。」

文部省は学力テスト実施の根拠に，地方教育行政法 54 条 2 項「文部大臣は地方公共団体の長又は教育委員会に対し，都道府県委員会は市町村長又は市町村委員会に対し，それぞれ都道府県又は市町村の区域内の教育に関する事務に関し，必要な調査，統計その他の資料又は報告の提出を求めることができる」をあげていたが，判決は，文部大臣は地教行法 54 条 2 項を根拠にして，学力テスト実施を義務として地教委に要求することができないとし，「このような要求をすることが教育に関する地方自治の原則に反することは，これを否定することができない」としているのである。

このように，最高裁は現行教育法制上において，教育における地方自治の原則が採用されていることを認めるが，この論理は最後まで貫徹しないのである。すなわち，文部大臣の要求に対して，地教委はこの要求に応ずるかどうかを決定する自由があり，そして独自の判断でこれに応じて実行に踏み切ったのだから，学力テスト実施は結局手続き上も，実質上も違法はなく，教育における地方自治にも反しないというのである。

学力テスト実施当時（全国一斉学力テストは 1961—1964 年），文部省が問題作成から，実施の日時，結果の処理方法等の決定まですべて行い，一方的法解釈に基づいて都道府県教委へ，そして市町村教委へ事実上強制していたも同

然の状況の下で、市町村教委が自由に判断して、要求を断ることができたとは到底いえない。教育における地方自治は、文部省によっても、都道府県教委・市町村教委によっても守られなかった。市町村教委はまた、教職員・父母・住民の反対にもかかわらず、学力テストを強行実施することによって、学校の自治を侵害し、職員会議を空洞化したのである。

戦後当初はともかく、その後の教育行政は、とりわけ教育二法、地方教育行政法成立以降、文部省—都道府県教委—市町村教委—校長という上下支配の仕組をつくり、文部省・都道府県教委は教育における地方自治を侵害し、都道府県教委・市町村教委は教育における地方自治を守るために最大限の努力をせず、学校（校長）に対しては強圧的に出て、学校の自治を侵害し、職員会議を形骸化させる役割を果たしてきたのである。全国一斉学力テストは、こうしたことの典型例であったわけである。

福岡県における市町村教委の内申抜き処分³²⁾も、教育における地方自治侵害の例である。市町村立学校教職員（県費負担教職員）の任命権は、都道府県教委にある（地方教育行政法 37 条 1 項）が、「県費負担教職員の任免その他の進退」については、都道府県教委が市町村教委の「内申をまつて」行うことになっている（同法 38 条 1 項）。ところが、文部省は 1974 年 10 月 4 日の通達で、それまで市町村教委の内申があるのを必須条件としていた解釈を変更して、「最大限の努力を払ったにもかかわらず、なお市町村教育委員会が内申しないという異常な事態が起こったときには、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会の内申がなくても、任命権を行使することができる」との新解釈を示した。これによれば、例えば市町村教委が自主的に教職員の懲戒をしないと決めた場合も、都道府県教委が市町村教委に内申を求めたり、重ねて督促する等「最大限の努力を払」えば、都道府県教委は「異常な事態」と判断して、教職員の懲戒処分をすることができることになるわけである。上の通達が現実のものとなれば、教育における地方自治は文部省、都道府県教委によって、侵害されることになるのである。実際に福岡県教委は、上の通達

を踏まえて1975年2月、市町村教委の内申抜きで、教員らの懲戒処分をしたのであり、教育における地方自治の侵害を行ったのである。この事件に対して福岡地裁判決³³⁾は、内申によって不利益を受ける側の暴行脅迫等の違法不当な圧力のため、地教委が内申したくともできない場合には、民法130条の趣旨を類推して、内申抜き処分も認めるという問題はあるが、次のように教育における地方自治を確認した解釈をしている。

「都道府県教委が県費負担教職員に対して任命権を行使するには、原則として、地教委による内申がその要件とされているものというべく、たとえ都道府県教委が内申をすべき場合と判断したとしても、そのことで直ちに地教委に内申すべき義務が生ずるものとは到底考えられない。」

「地教委が自主的な判断に基き内申しないことに決定した場合においてまで、都道府県教委の方で内申すべき場合であると一方的に判断し地教委に内申(書の提出)を説得し続け、しかも都道府県教委の右判断が正当で且つ地教委の説得について最大限の努力を尽したからといって、内申抜きの任命権の行使が有効とされるに至るものでない」

このように、判決は先の文部省通達の新解釈を否定し、教育における地方自治を確認しているわけである。しかしその後も、文部省の教育における地方自治侵害の姿勢は変わらない。1975年12月主任の省令化を実施し、1978年1月主任手当について、都道府県教委に必要な手続きを行うよう通達している。これに基づいて、各都道府県教委は必要な条例を制定することになったのである。こうした文部省、そして都道府県教委の動きは、各学校が校務分掌として自主的に定めることに対する介入でもあり、すなわち学校の自治に対する侵害でもある。

1977年7月20日岐阜県議会は、教育「正常化」決議を採択した。決議は法的には拘束力をもつものではないが、事実上拘束力をもつことになれば、問題となる。実際に、この決議に基づいて翌年3月の卒業式に、それまで君が代・日の丸を導入していなかった県下の学校に対して、当該教育委員会に

よってそれらの導入が図られた。このことが最も典型的な形で現われたのは、恵那市であった³⁴⁾。市教委教育長は、当初は県議会決議はおかしいとし、君が代を歌うかどうかは学校が決めるべきだとしていた。少なくともこの時点では、市教委は教育における地方自治を守る姿勢をもっていた。しかしその後、教育長は、歌うのが望ましい、歌うべきである、と見解を変えるに至る。この見解の変更の背後には、県教委の「指導」があったことがうかがわれる。そして、市教育長の「指導」を受けた市の小・中学校長会は、君が代・日の丸の導入の申し合わせを行い、各校長は2月上旬それぞれの学校の職員会議にその問題を提案している。各学校で職員会議が何度も開かれるが、校長の願う方向で一致せず、むしろ教職員の方は、意見の違いはあっても強制的もちこみに反対することで一致するのである。最後は校長の判断で、君が代のテープだけ流すなどの処置がとられたわけである。このようにして、職員会議による学校行事に関する自治的決定は、直接には校長によって、実質的には市教委によって否定されたのである。県議会によって教育行政の一般行政からの独立が、県教委によって教育における地方自治が、市教委によって学校の自治が、それぞれ事実上侵害されたといえよう。

地方自治の本質は、「もともと住民自治にあり、団体自治は、住民自治を前提としつつ、そのコロールリーとしての意味をもつものであり」、「したがって、地方自治は、住民のたえざる積極的な要求と運動によって、その内容が充填または現実化されるのである。そして、このことは、原則として、教育の分野にも当然に妥当するところである」³⁵⁾といわれる。教育における団体自治も、父母・住民の要求・運動に支えられた教育の住民自治を前提として、より充実したものとなるわけである。また学校の自治も、後述のように父母・住民の要求・運動に支えられ、またはそれと結びつくことによって、より充実するであろう。上のような教育行政の動向に対しても、父母・住民の要求・運動に支持されて、職員会議による自治的決定に積極的に取り組み、学校の自治の内実をより豊かにしていくことも必要である。主任制の省

令化に対しては、その主任も非権力的「教育指導」者として、「法的にこれを学校主体の自治的しくみなり制度」とする³⁶⁾よう取り組むことができるが、父母・住民の支持を得れば、その取り組みはより説得的となる。教職員人事については、その方針を職員会議で審議し、その結果を校長の教職員人事に関する意見具申権の行使に、そしてその意見具申を市町村教委の内申権の行使に、それぞれ実質的に反映させることができるならば、それだけ学校の自治および教育における地方自治の内実を豊かにするであろう。この場合、とりわけ不当配転人事については、父母・住民の運動に支えられたとき、その人事を阻止するためのより大きな力となるであろう。また、教育活動にかかわる教育条件整備についても、職員会議での審議に基づき、教育委員会に要求し（父母・住民の運動と結びつき、あるいは父母・住民の支持を得たとき、要求はより強力となる）、その実現を図ることは、学校の自治に活力を与えることになるであろう。

(2) 学校自治・職員会議と教育の住民自治

前述のように、教育の住民自治を前提として教育における団体自治は充実するし、父母・住民の要求・運動によって担われた教育の住民自治の下で、学校の自治もより豊かなものになる。この教育の住民自治を実現するための行政制度として、戦後当初公選制教育委員会が構想され、設置されたのであった。「これは、国民の権利としての教育観を背景に、教育は地域のものであるという考えを基本として、教育行政の民主化をはかるものであり、教育の住民自治実現の一環をなしていた」³⁷⁾のである。1956年公選制教育委員会は任命制教育委員会に改変されたが、その下においても実質において教育の住民自治をより現実的なものにするために、東京都中野区では準公選が実現している（1980年修正された区条例に基づいて、最初の準公選は翌年実施された）。

岐阜県の恵那地域では、「恵那教育会議」（1958—1962年）の伝統を受け継い

で、「地域の教育は、父母・地域住民の手で」、すなわち教職員、父母・住民が一緒になって地域の子育てを考えていくための組織として、「教育会議」（例、「中津川教育市民会議」「坂下町教育会議」「上矢作町教育懇談会」）がつくられている。この「教育会議」で注目されることは、教育委員会も構成団体・機関の一つになっていることである。しかも、教職員、父母・住民が主導し、教育委員会も巻き込んで、「教育会議」がつくられているのである。「教育会議」は、父母・住民の教育への参加、および教育行政への参加が保障されるものとみられている。すなわち、それは教育の住民自治を実質的に実現しようとするものなのである。そして、「教育会議」は、教職員が取り組んでいる生活綴方等による地域に根ざす教育を、積極的に支持している。恵那地域では、教育の住民自治の実現と、自主的な教育活動とは不可分の関係で把握されているといえよう。

前述のように、恵那市の小・中学校の教職員は、1978年3月の卒業式に君が代・日の丸を導入するか否かについて、職員会議を何度も開いて議論を重ねていたが、一般の父母にはその間の事情がほとんど話されておらず、卒業式当日にまで混乱がもちこまれた学校もいくつかあった。ほとんどの父母は、当該問題について、そのときはじめて知って驚き、なかには、なぜもっと早く事情を教えてくれなかったのか、と不満を述べる父母もいた。このときの恵那市の卒業式をめぐる状況は、別の角度からみれば、父母・地域住民の協力があってこそ、学校の自治を守り、地域に根ざした教育を実現していくことができることを、示しているともいえよう。恵那市の教職員は職員会議において、卒業式のもち方について父母・住民にどのように説明し、そして協力を求めるかについて議論すべきであった。このことは、恵那市の小・中学校の多くでは、卒業式のなかに父母も参加する形式を採用していたがゆえに、なおのこと必要であった。また、そのことは、むしろ父母・住民の教育権の保障につながるであろう。「学校自治実現への道は……もっと広く教育における住民自治確保と内在的に結合しなければ、実は学校がその本来仕

事としている子ども・青年の学習権を保障する学校教育じたいが求められないのではないか³⁸⁾ともいわれる。

岐阜県議会の教育「正常化」決議の説明の一つに、東濃地区の子どもの「学力」が低いことがとりあげられ、またこれを支持する（むしろ決議の背景的要因となった）「住民」団体は中津川市にある。ここでいう「学力」は業者テストの点数を基準とするものであるため、その「学力」向上の主張は、受験体制強化の危険があり、問題がある。また、中津川市の小・中学生の学力は、全国水準からみて、決して低いとはいえず、むしろそれを上回っている³⁹⁾。もちろん、一般の父母の、子どもに学力をつけてほしいという素朴な要求に対しては、教員集団は応える必要がある。そのなかには、子どもが人間として成長・発達し、一人前になってほしいという願いが秘められており、その願いは全面的に発達した主権者国民の形成につながる、と考えられるからである。こうした父母・住民の教育内容・方法にかかわる教育要求に応え、職員会議でもそのことを審議することは、まさに父母・住民の教育権を保障する学校自治的機能の発揮であるといえよう。「教師の教育実践の固有な価値は、そこに内在する教育的価値の固有性を信託者が信頼してはじめて成立しうる⁴⁰⁾とするならば、父母・住民の教育要求に応えることは、不可避的に要請されることである。ただ、例えば学校の教育課程編成に対する要求の場合は、たとえ一父母の要求であっても「父母集団を代表する意味合いをもたざるをえ」ず、まず父母集団としての取り組みが必要である⁴¹⁾。父母・住民の教育要求は、集団的要求に高められることが望まれるわけである。

また、教職員の方から、地域のなかに積極的に出ていき、父母・地域住民と一緒に子ども教育、子育てについて考えることは、学校自治的機能の創造的発展を促す可能性をもつものであろう。前述の「教育会議」のほか、恵那地域に顕著にみられる教育を育てる会等は、そのための組織の例である。

教育条件整備の問題についても、父母・住民と協力・共同することは、むしろ学校の自治の内実をより豊かにするであろう。例えば体育館の新設、分校の独立校化等は、教職員、父母・住民が一致協力して、教育委員会に要求するとき、より効果的であろう。しかし、学校統廃合の場合、教職員が集団としては父母・住民の運動に加わらないことがある⁴²⁾。1979年4月に行われた恵那市の中学校統廃合⁴³⁾の場合も、教職員組合は当初は反対運動に参加していたが、統廃合のための条例制定後は、市教委からの公務員法違反との攻撃もあって、運動から退いている。また当該校の教職員も、職員会議で議論して、学校または教職員集団としての態度を示すようなことはしなかった。統合後の新設中学校は、住宅地から遠く離れた高台にあるため、生徒は通学に相当なエネルギーを必要とし、クラブ活動等はバス時刻によって規制されることになった。父母にとっても、新設校は気軽に立ち寄れる学校ではなく、したがって疎遠な存在となった。統合結果の最大の問題は、地域に根ざす教育が極めて困難になったことである。多くの父母・住民の反対にもかかわらず、強行された恵那市の学校統廃合は、教育「正常化」政策と密接な関係にあるといわざるをえない。それは、結果的に教育の自主性を侵害したのである。その結果からいえば、要するに学校統廃合を含め教育条件整備の問題についても、教職員は職員会議の審議を踏まえ、父母・住民と協力・共同してこそ、学校の自治も発展させることができるわけである。

さらに、学校運営への父母の参加も考えられている。「父母（場合により生徒ら）の要求、期待をくみ入れ、事柄によっては教職員と父母（生徒）が共同で決定、運営するしぐみを備えるほどの学校の自治の創出が期待されている」⁴⁴⁾といわれる。外国でも、学校教育・運営への父母・住民参加が考えられている。イギリスのテイラー報告書^{45)補注2)}では、「新しいパートナーシップ」の下に、「原則として、学校理事会の構成員は、それぞれ同数の地方教育当局の代表、学校の教職員、父母（適当な場合には生徒を含む）および地域住民の代表からなるべきである」とし、この4者は「学校の組織および

運営に関する意思決定に、参加すべきである」と提案している⁴⁶⁾。もっとも、報告書の提案は、そのまま現実化していないが、父母や教員を理事に選出する試みは、報告書以前からあり⁴⁷⁾、こうした潮流はさらに大きくなるであろう。その他の国でも、学校運営への父母・住民の参加は、一つの傾向といえるであろう⁴⁸⁾。

なお、教育の住民自治および学校の自治の形成・発展に対して、教職員組合の果たすべき役割は大きいことを、忘れてはならない。とりわけ職員会議の学校自治的機能が、教育委員会・校長等によって制限・否定されたときには、その存在がより重要となるであろう。大阪府立阿倍野高校における日の丸掲揚反対刑事事件⁴⁹⁾では、1963年10月の大阪府議会の「国旗掲揚要望決議」に基づく府教委の通達を受けて、同校の校長は職員会議の反対にもかかわらず、翌年11月以降日の丸を連日掲揚したのである。校長は職員会議の意思を無視したわけである。そこで、大阪府高等学校教職員組合が、同校長と交渉することになったのである。大阪地裁判決は、府高教の交渉要求を認めて次のように判示している。

「……交渉要求が、地方公務員法55条にいう勤務条件およびこれに付帯する事項に関するものといえるかは疑問であるとしても、府高教は、実質的には労働組合であるとはいいながら、一面において教員の組織体としての専門職能団体たる性格を兼ね備えていることは否定できないから、愛国心の涵養を目的とする国旗の連日掲揚の是非という教育内容に関して、校長に話し合いを求めたからといって、これを直ちに違法、不当なものということはできないと解せられる。」

職員会議の意思が校長等によって無視された場合、職員会議自身はそれを改めさせる手だてをもっていない。しかし、教職員組合は校長等と法的に認められた交渉を行ったり、父母・住民の協力を得、ほかの諸団体と連帯して、様々な運動を展開することができるのであり、それらの活動は事態の打開に大きな力となると思われるのである。

〔注〕

- 1) 本山政雄他『日本の教育裁判』勁草書房、1974年、55頁（柴田順三論文）。
- 2) 室井力・鈴木英一編『教育法の基礎』青林書院新社、1978年、24頁（室井力論文）、神田修「教職員と父母でつくる学校の自治」『季刊 教育法』35号、1980年春季号、44頁等参照。
- 3) 兼子仁『教育権の理論』勁草書房、1976年、25頁、同『教育法〔新版〕』有斐閣、1978年、454頁。
- 4) 高野桂一「職員会議の機能と権限」『季刊 教育法』5号、1972年秋季号、19—23頁。
- 5) 例えば、『小学校経営の手引』1949年、『新しい中学校の手引』同年、『新制中学校・新制高等学校 望ましい運営の指針』同年等。
- 6) 文部省地方課法令研究会編『改訂 学校管理読本』第一法規、1972年、82—83頁。同旨、鈴木勲『新訂 学校経営のための法律常識』第一法規、1976年、104、107頁、高橋恒三『教師の権利と義務』第一法規、1966年、109—111頁、高石邦男『学校経営の法律常識』明治図書、1966年、98—99頁、今村武俊『教育行政の基礎知識と法律問題』第一法規、1964年、317—318頁等。
- 7) 林部一二『学校管理の本質』明治図書、1966年、61頁。
- 8) 日本教職員組合編『新教育労働者の権利』労働旬報社、1976年、443—444頁。
- 9) 兼子、前掲『教育法〔新版〕』454—458頁。
- 10) 学校管理規則の規定を含めて、本山政雄『教育裁判と教育行政の理論』勁草書房、1981年、177—179頁参照。
- 11) 「所屬職員の見解を求めて」（北海道）、「職員の見解を聞くために」（佐賀）等も諮問機関であることを示すものであるが、「校長の職務の執行を助ける」（東京）は、補助機関であることを示すものである。
- 12) 有倉遼吉『増訂 教育と法律』新評論、107—108頁（牧柁名論文）。
- 13) 秋元照夫他「学校経営過程の実践的研究（2）」『名古屋大学教育学部紀要——教育学科——』13巻、59—61頁（勝野尚行論文）。
- 14) 根岸恒意「学校運営機構と教職員組合」榑達雄編『教育「正常化」政策と教育運動』福村出版、1980年、156頁。
- 15) 本山、前掲書、163—165頁。
- 16) 東海自治体問題研究所愛知県政分析研究会編『愛知県政の実像』自治体研究社、1974年、71頁。
- 17) 高野桂一『学校経営の科学化を志向する学校内部規程の研究』明治図書、1976年、1293頁。
- 18) 同上、1444頁。

- 19) 同上, 1465—1466 頁。
- 20) 東京都では, 小・中学校での作成率は, 教員組合運動の活発な地域で 22%, 不活発な地域で 29%, 全高校で 56% である (申し合わせを加えれば, それぞれ 72%, 72%, 81%。同上, 524 頁)。
- 21) 日本教職員組合『77 白書 日本の教育』1977 年, 58—59 頁。
- 22) 林部, 前掲書, 67 頁, 安達健二『改訂版 校長の職務と責任』第一公社, 1961 年, 65 頁。
- 23) 新潟地裁昭和 47 年 4 月 28 日決定, 兼子仁・佐藤司編『教育裁判判例集』II, 182 頁。
- 24) 愛知県教職員組合第 30 次教育研究愛知県集会 (1980 年 11 月 8, 9 日) における M 小学校のレポート。
- 25) 同上第 31 次教育研究愛知県集会 (1981 年 11 月 7, 8 日) における T 中学のレポート。
- 26) 安嶋彌『学校行政法』良書普及会, 1956 年, 89 頁。
- 27) 芝田進午編『教育をになう人々』青木書店, 1980 年, 37 頁 (竹山トシエ論文)。
- 28) 前掲『77 白書 日本の教育』65 頁以下。
- 29) 式庄憲二・浅野照章「教育会議と事務職員」『教職理論研究』6 号, 1981 年, 94—99 頁。ほかに, 新家竹雄「学校事務職員の実践」榑編, 前掲書, 118—123 頁参照。
- 30) 芝田編, 前掲書, 各論文 (竹山トシエ, 東海林操, 吉田真理子, 岩尾哲弥, 新村洋史, 三島敏男, 朝比奈健一) 参照。
- 31) 最高裁昭和 51 年 5 月 21 日判決『判例時報』814 号, 73 頁。
- 32) 内申抜き処分問題については, さしあたり兼子仁「内申ぬき処分の法学的検討」『季刊 教育法』16 号, 1975 年夏季号, 72 頁以下, 室井力『現代行政法の展開』有斐閣, 1978 年, 320 頁以下参照。
- 33) 福岡地裁昭和 52 年 12 月 27 日判決『判例時報』877 号, 18 頁。なお, 1981 年 11 月 27 日の福岡高裁判決では, 文部省通達を認める内容となっている。
- 34) 東濃民主教育研究会機関誌『人間・生活・教育』1978 年夏季号, 教科研・「教育正常化」問題調査委員会・予備調査班「《調査報告》恵那市における『教育正常化』問題」『教育』1979 年 3 月号参照。
- 35) 室井力「憲法における地方自治の保障と教育法」日本教育法学会編『講座教育法』6 巻, 総合労働研究所, 1981 年, 13—14 頁。
- 36) 神田修「学校の自治と教育委員会の管理権」『立正大学文学部論叢』60, 12 頁。
- 37) 鈴木英一「教育行政の地方自治原則の検討」『名古屋大学教育学部紀要——教育学科——』22 巻, 1976 年, 76—78 頁。その他, 同『現代日本の教育法』動草書

- 房, 1979年, 271頁以下, 同「教育委員会制度の意義」日本教育法学会編, 前掲書, 107頁以下参照。
- 38) 神田修「学校自治と教育における住民自治」『日本教育法学会年報』3号, 1974年, 106頁。
- 39) 中津川市教育委員会・学力充実推進委員会・教育研究所『中津川市小・中学生の学力実態』1978年参照。
- 40) 藤岡貞彦「住民自治と教育要求」『日本教育法学会年報』4号, 1975年, 103頁。
- 41) 兼子, 前掲『教育権の理論』42頁。
- 42) さしあたり, 今橋盛勝「学校自治の不存在と住民自治の生成」『日本教育法学会年報』3号等参照。
- 43) 拙稿「『惠那の教育』に対する攻撃」榊編, 前掲書, 76—78頁。
- 44) 神田, 前掲「教職員と父母でつくる学校の自治」42頁。
- 45) Department of Education and Science & Welsh Office, *A New Partnership for Our Schools (Taylor Report)*, HMSO, 1977. なお, 植田健男「学校管理におけるパートナーシップ」『教育行財政論叢』創刊号(京都大学教育行政学研究室), 1982年, 伊藤良高「テイラー・レポートにみるイギリスの教育課程行政観」『名古屋大学教育学部紀要——教育学科——』28巻, 1982年参照。
- 46) *Taylor Report*, pp. 23-24, 14.
- 47) Sallis, J., *School Managers & Governors*, Ward Lock Educational, 39 ff., Baron, G. ed., *The Politics of School Government*, Pergamon Press, 1981, 84 ff. なお, 1980年教育法では, 父母理事および教員理事についての規定が行われている。
- 48) 兼子, 前掲『教育法〔新版〕』308—309頁, 小野田正利「フランスの学校管理運営に関する研究」『名古屋大学教育学部紀要——教育学科——』28巻, 同「フランスの学級運営への父母参加に関する研究」『日本教育経営学会紀要』24号, 1982年, 同「フランスにおける教育行政・学校管理運営への『父母参加』」日本教育学会『教育をめぐる「参加」(協力関係)の研究』第一集, 1982年, 持田栄一『福祉国家の教育像』国土社, 1967年, 177頁以下, 結城忠「西ドイツにおける学校自治の法的構造」『季刊 教育法』28号, 1978年夏季号等参照。
- 49) 大阪地裁昭和47年4月28日判決, 兼子・佐藤編『教育裁判判例集』II, 166頁。
- 補注1) 日本教職員組合『教職員の労働時間と賃金のありかた』1970年, 23—26頁参照。
- 補注2) 鈴木慎一「『テイラー委員会報告書』の検討」日本教育学会, 前掲書, 第二集, 1983年参照。